

横浜市立動物園等指定管理者業務仕様書

横 浜 市

(環境創造局公園緑地部動物園課)

【目次】

指定管理業務

1	業務内容	4
	(1) よこはま動物園・野毛山動物園・金沢動物園共通事項	4
	(2) 野毛山動物園固有事項	4
	(3) 金沢動物園固有事項	4
	(4) 野毛山公園・金沢自然公園管理業務（動物園を除く）	4
2	管理施設の名称及び範囲	4
3	来園者サービス業務	4
	(1) 開園時間及び休園日（横浜市動物園条例施行規則第2条及び第3条に規定）	5
	(2) 総合案内	5
4	動物飼育管理業務	6
	(1) 飼料調達・調理・給餌及び給水	6
	(2) 日常管理	6
	(3) 季節ごとの管理	6
	(4) 繁殖の管理	6
	(5) 老齢個体の管理	7
	(6) 傷病個体の管理	7
	(7) 獣医学的衛生管理（検疫・防疫、診療、検査、治療及び関係機材の保守）	7
	(8) 動物舎及び展示場の管理	8
	(9) 脱出防止	8
	(10) 動物の展示の工夫及び展示施設の修繕	8
	(11) 飼育日誌、飼育録、診療・検査日誌、動物台帳等の記録と動物数等の報	9
	(12) 野生動物の保護及び繁殖（種の保存）	9
	(13) 拾得動物の預かり	9
	(14) 動物の収集	9
5	教育普及業務	9
	(1) 動物や環境に関する教育プログラムの企画、実施	10
	(2) 動物とのふれあい体験の実施	10
	(3) 市民・利用者の学習支援、情報発信	10
6	調査研究業務	10
	(1) 調査研究の実施	10
	(2) 成果の発表と市民への還元及び動物園活動への応用	11
	(3) 繁殖センターとの連携	11
7	野生傷病鳥獣等の保護	11
8	維持管理業務（維持管理基本水準書、施設・設備概要書参照）	11
	(1) 園地及び各種施設・植栽等の維持管理	11
	(2) 点検、修繕、改修	12
	(3) 安全確保、巡視、警備、救護	12
	(4) 防犯・防火・防災対策	13
	(5) 備品管理	14
	(6) 管理報告書の作成	14
	(7) 光熱水費	14
9	便益施設等の調整業務	14

(1)	設置者等との調整	14
(2)	調整業務の内容	14
(3)	公園緑地事務所との事前協議	14
(4)	公園以外の許可等の手続き	14
10	3園連携・調整業務	15
(1)	利用者サービスの向上	15
(2)	経営の効率化	15
(3)	動物の飼育管理	15
(4)	会議等の開催	15
(5)	年報作成	15
11	管理運営業務	15
(1)	管理運営体制	15
(2)	人材育成	16
(3)	安全衛生管理	16
(4)	収支計画の策定	17
(5)	年度管理運営実施計画書及び収支予算書の提出	17
(6)	各種報告書等の作成・提出	17
12	その他	18
(1)	関係機関との協議、連絡調整	18
(2)	指定管理業務状況の調査等	18
(3)	意見・要望の運営への反映及び是正勧告等	18
(4)	業務の引継ぎ	18
(5)	事故対応	18
(6)	喫煙対策	18
(7)	園内車両通行	18
(8)	繁忙期対策	18
(9)	公益社団法人日本動物園水族館協会及び神奈川県博物館協会、世界	19
(10)	シンボルマークと愛称	19
(11)	諸費用の精算	19
(12)	横浜市の施策への協力	19
(13)	その他横浜市への協力	19
(14)	法令等の順守	20
(15)	金沢動物園再整備事業	21
13	野毛山動物園固有事項	21
(1)	万騎が原ちびっこ動物園管理運営業務	21
14	金沢動物園固有事項	21
(1)	ののほな館管理運営業務	21
(2)	来園者輸送業務	22
(3)	動物ふん有効活用事業	22
(4)	ユーカリの栽培管理・調達	22
(5)	森づくりボランティア団体等との連絡・調整と活動協力	22
15	野毛山公園・金沢自然公園管理業務	22
(1)	業務内容	22
(2)	管理施設の名称及び範囲（動物園区域を除く）	22
(3)	運営業務	23
(4)	その他	23

自主事業等の実施について

1	自主事業	24
	(1) 普及啓発事業	24
	(2) 市民協働、ボランティア活動支援	24
	(3) 広報、イベントの実施及びマーケティング	24
2	管理許可施設等	25
	(1) 自動販売機	25
	(2) 車椅子、ベビーカー等	25
	(3) 売店、レストラン	25
	(4) 駐車場（よこはま動物園、金沢自然公園）	25
	(5) 園内移動バス（よこはま動物園）	25
	(6) バーベキュー広場（金沢自然公園）	25

本業務管理仕様書は、よこはま動物園、野毛山動物園、野毛山公園（動物園を除く。）、金沢動物園及び金沢自然公園（動物園を除く。）（以下、「動物園等」という）の横浜市立動物園等を一体管理するうえで、必要な業務について業務仕様を定めるものである。

1 業務内容

指定管理者の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) よこはま動物園・野毛山動物園・金沢動物園共通事項

- ア 来園者サービス業務
- イ 動物飼育管理業務
- ウ 教育普及業務
- エ 調査研究業務
- オ 野生傷病鳥獣保護事業
- カ 維持管理業務
- キ 便益施設等の調整業務
- ク 3園連携・調整業務
- ケ 管理運営業務
- コ その他

(2) 野毛山動物園固有事項

- ア 万騎が原ちびっこ動物園管理運営業務

(3) 金沢動物園固有事項

- ア ののはな館管理運営業務
- イ 来園者輸送業務
- ウ 動物ふん有効活用事業
- エ ユーカリの栽培管理・調達

(4) 野毛山公園・金沢自然公園管理業務（動物園を除く）

2 管理施設の名称及び範囲

名 称	所在地	管理区域面積	管理対象施設
よこはま動物園	旭区上白根町 1175-1	49.0ha	よこはま動物園内の施設（別表：施設一覧表）、その他周辺管理設備（案内板、鶴ヶ峰浄水場専用送水ポンプ、管きよ等）
野毛山動物園	西区老松町 63-10	3.3ha	野毛山動物園及び野毛山公園内の施設（別表：施設一覧表）、その他周辺管理設備（案内板等）
野毛山公園 （動物園を除く）		6.4ha	
万騎が原 ちびっこ動物園	旭区大池町 65-1 （こども自然公園内）	0.2ha	万騎が原ちびっこ動物園の施設（別表：施設一覧表）
金沢動物園	金沢区釜利谷東 5-15-1	12.8ha	金沢動物園及び金沢自然公園の施設（別表：施設一覧表）、その他周辺管理施設
金沢自然公園 （動物園を除く）		45.0ha	

3 来園者サービス業務

来園者に直接接する業務であり、来園者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。

業務遂行に当たっては、横浜市人権施策基本指針に則り、常に人権尊重の視点に立ち、公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体等に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

また、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の趣旨を踏まえ、来園者等から入手した個人情報についてその適正な取扱いがなされるよう、万全の措置を講ずること。

(1) 開園時間及び休園日（横浜市動物園条例施行規則第2条及び第3条に規定）

ア 開園時間

午前9時30分から午後4時30分まで

ただし、特に必要があると認めるときは、横浜市の承認を得て開園時間を変更することができる。

イ 休園日

よこはま動物園は火曜日、野毛山動物園及び金沢動物園は月曜日（いずれも、その日が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日にあたる場合は、その直後の休日でない日）及び12月29日から翌年の1月1日まで。

ただし、施設の安全性を確保するために緊急に閉園する必要が生じた場合、若しくは来園者サービスとして開園することが望ましいと判断される場合は、横浜市の承認を得て、開園日に休園又は休園日に開園することができる。

(2) 総合案内

ア 案内業務

(ア) 動物園等の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、来園者又は電話等の問い合わせに対応する。必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこと。

(イ) 来園者又は電話等による苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。

(ウ) 拾得物は台帳で管理し、所轄の警察署に届け出ること。

イ 入退園ゲート管理（万騎が原ちびっこ動物園を除く。）

(ア) 来園者数に合わせて適宜改札口の増減、警備員の配置など混雑回避安全誘導に努めること。

(イ) 園内マップを用意し、来園者に配布すること。また、在庫状況を確認し、補充を行うこと。

(ウ) 入園者数を計数し、記録し、報告をすること。（日計、月計）

ウ 利用料金徴収業務（よこはま動物園及び金沢動物園）

(ア) 地方自治法第244条の2第8項及び横浜市動物園条例（以下「条例」という。）第3条の5に基づく、動物園入園の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(イ) 毎日売上金と釣銭を回収及び計数し、適正な現金保管を行うこと。

(ウ) 各種前売り券及び割引券を取り扱うこと。

(エ) 自動券売機の操作・稼働管理を行うこと。

(オ) 利用料金の減免については、横浜市動物園条例及び同条例施行規則に則ること。

エ 動物園への入園の拒否及び退園命令

動物園条例第4条の規定に基づき、保護者が同伴しない幼児や、動物（身体障害者補助犬を除く）を連れてくる者、他の入園者に著しく迷惑をかける者又は迷惑をかける恐れのあるもの及びその他動物園の管理上支障があると認める者等については、指定管理者が入園を拒否及び退園を命じることができる。

オ 誰もが利用しやすい動物園運営

誰もが利用しやすく、観覧しやすい動物園運営を行うとともに、来園者の利便性向上のために車椅子及びベビーカーの貸し出しを行うこと。

また、身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。この場合、指定するコースでの利用とする。

4 動物飼育管理業務

横浜市の財産である横浜市立動物園で飼育される動物について、健全かつ安全な飼育管理を行い、種の保存に努め、調査・研究の成果を市民に還元すること。

「世界動物園水族館保全戦略」に従い、地球上の生物多様性保全を支援するよう、動物園活動に取り組むこと。また、(公社)日本動物園水族館協会と連携するとともに、同協会が発行する「新飼育ハンドブック」及び動物の愛護及び管理に関する法律の「展示動物の飼養及び保管に関する基準」に準拠した飼育管理を行うこと。

生態学、栄養学、繁殖学、動物行動学、獣医学、保全遺伝学などに基づいた科学的な飼育方法を確立し、動物福祉も重視し、動物が心身共に健康で累代繁殖が可能な飼育技術の確立を目指すこと。また、動物種ごとの標準飼育管理マニュアルを整備すること。

(1) 飼料調達・調理・給餌及び給水

- ア 安全で栄養価のバランスに配慮した飼料及びサプリメント等の調達を行うこと。
- イ 飼料は、衛生的な環境下で適切に保存すること。
- ウ 災害時を想定した備蓄を行うこと。
- エ 調理器具は衛生的に管理すること。
- オ 飼料を衛生的に調理すること。
- カ 飼料は、動物の種及び状態や年齢、群れ飼育・個別飼育、生理・繁殖、健康状態、季節に応じて、栄養価や、種類・質・量ともに適切に調整して与えること。特にコアラについてはユーカリのみを主食とするため、その栽培管理・調達には万全を期すこと。
- キ 給餌回数は、野生時の生態を考慮し適切に与えること。
- ク 水は常に衛生的なものを与えること。
- ケ 餌や飲水の容器は常に洗浄し、衛生的であること。

(2) 日常管理

- ア 動物の平常時の状態、行動、種の習性及び個体ごとの特性を熟知し、観察に努め、異状や変化を速やかに察知すること。特に群れ飼育の個体の健康管理には注意すること。
- イ 排泄物の状態や行動の形跡などにも注意を払い、健康管理にあたること。
- ウ マイクロチップや識別標識の装着、あるいは識別標識の装着ができない動物種は身体の特徴などにより、個々の動物の識別を行うこと。
- エ 個体の健康状態や、個体関係などをよく観察し、展示個体を決定すること。寝室においても、同様に計画的に収容を行うこと。
- オ 動物の日常管理に必要な器具機材は、整理整頓し常に使用可能な状態に保つこと。
- カ 動物の治療や移動に際しての、捕獲保定は動物たちのストレスを最小限にとどめ、最良の方法で安全迅速に行うこと。

(3) 季節ごとの管理

- ア 動物の生理、生態を考慮し、季節に応じた管理を行うこと。
- イ 暑さや寒さに弱い動物種の健康管理には万全を期すこと。
- ウ 季節に応じて、やむを得ず非展示とする場合は、横浜市に事前に協議すること。

(4) 繁殖の管理

- ア 繁殖に取り組むに当たっては、動物種の特性や、繁殖に供する個体の血縁関係、年齢、群れの状態などを考慮して繁殖計画を定めること。
- イ 繁殖計画を定めるにあたっては、動物の寝室の収容スペースや、世代交代、展示の維持等を十分に考慮すること。

- ウ 繁殖期に際しては、事前に巣材の用意や巣箱の設置、隣室や人間からの視界の遮断、観察カメラの設置など、必要な準備を行い、飼育個体の寝室の収容計画や繁殖時の餌の種類、量など、出産時に応じた飼育管理を検討し行うこと。
- エ 動物種に応じた温度・湿度などの飼育環境を整えること。
- オ 人工繁殖（人工授精等）については、繁殖センターと連携して計画的に取り組むこと。
- カ 人工育雛・人工哺育の準備などは事前に検討し、即座に対応できるよう準備を完了しておくこと。
- キ 国内外問わず、動物園や関係機関と連携し、繁殖に取り組むこと。
- ク 長期的な飼育管理の観点から、繁殖に係わるデータを適正に記録・管理し、十分に共有すること。

(5) 老齢個体の管理

獣医師と密に連絡を取り、適正な飼育管理及び飼料管理を行うこと。
また、展示にあたっては、体調等を考慮し、適切に行うこと。

(6) 傷病個体の管理

獣医師の指示のもと必要があれば入院又は隔離などの措置を取り、適正な飼育管理及び飼料管理を行うこと。また、原因を究明し、再発防止に努めること。

(7) 獣医学的衛生管理（検疫・防疫、診療、検査、治療及び関係機材の保守管理、薬剤の適正管理）

- ア 動物の診療においては、獣医師免許取得者による速やかな業務対応が可能な体制を整えること。
- イ 動物の不動化に際しては、動物の種や体の大きさに応じて適切に行うこと。
- ウ 動物特有の感染症及び「人と動物の共通感染症」に対しては、厚生労働省発行の「動物展示施設における人と動物の共通感染症ガイドライン」及び日本動物園水族館協会発行の『動物園・水族館の感染症ハンドブック／動物園における「人と動物の共通感染症」と、その対策』を遵守する。動物及び人に感染が生じないよう日頃の衛生管理に気を配り、予防措置を講じること。また、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫の対応については、それぞれの「横浜市立動物園での鳥インフルエンザ防疫対応策」及び「横浜市立動物園での口蹄疫防疫対応策」に従うこと。
また、動物及び人に感染が生じないよう、日頃の衛生管理に気を配り、予防措置を講じること。特に、動物とのふれあいによる感染症予防には万全を期すこと。
- エ 動物種特有の疾病及び生理・生態を理解のうえ、適宜臨床検査を行い、疾病の予防に万全を期すること。
- オ 正常時の動物の状態や行動を把握するため、呼吸器系症状・循環器系症状・消化器系症状・泌尿器系症状・外科系症状などに留意して、動物の全身状態を十分観察すること。
- カ 必要な定期検査（内部寄生虫の検査を含む）と駆虫・消毒を実施すること。
- キ 診療検査器具・機材の適正な管理及び使用に努めること。
- ク 薬品は必要十分な量をそろえ万全を期すること。（別添 薬品一覧参照）
- ケ EOGガス・銃は、法令を遵守し、適正な管理及び使用に努め、常に使用可能な状態に保つこと。
- コ 医薬品類や医薬材料は台帳管理を行うこと。劇薬及び特殊毒薬は法に基づく表示をするとともに、それぞれ鍵付き薬品戸棚と金庫に保管するなど「横浜市立動物園・繁殖センターの診療施設における薬品管理要領」に則り厳重に管理すること。
- サ 感染性産業廃棄物やレントゲン廃液等は、法令を順守し、許可を持つ業者に委託するなど適正に処理すること。
- シ 斃死動物は必ず剖検を行い死因の究明に努めるとともに、必要に応じて横浜市への報告を行うこと。また、死体については動物斎場に運搬の上、適正に焼却処理を行う他、博物館や

- 研究機関等への検体提供など、法令を順守し処理すること。
- ス 記録、資料は適正に保管・管理すること。
- セ 感染症予防のために動物舎は常に衛生的に管理すること。動物舎の出入口には常に消毒槽を設置するとともに、石鹼による手洗いや手指の消毒に努めること。また、常時の清掃と定期的な動物舎の消毒により、感染症予防及び衛生害虫の駆除を心がけること。
- ソ 入園動物に関しては、適正な自主検疫を行うこと。

(8) 動物舎及び展示場の管理

- ア 動物が健康で快適に生活できるよう、動物種の習性及び個体ごとの特性を十分に把握し、動物舎内の温度、湿度、換気、日光量、照明、水質などを適切に管理すること。
- イ 寝室、サブ運動場、展示場、止まり木及びプールは、常に清潔に保つこと（別添 清掃対象動物舎の清掃場所と回数参照）。
- ウ 水モート、人止め柵内の植栽、展示場の砂及び止まり木は適正に管理すること（別添 清掃対象動物舎の清掃場所と回数参照）。
- エ 動物舎における機器類の取り扱いについて熟知し、必要なメンテナンスを行うこと。故障や動作不良等が発生したときは、速やかに修理にあたること。必要に応じて専門業者を手配するとともに、横浜市に報告すること。
- オ 施錠箇所を常に把握し、鍵の破損の有無や確実に施錠ができるかを確認すること。
- カ 動物舎の管理に必要な器具機材は整理整頓し、常に使用可能な状態に保つこと。
- キ 各園において人と動物が接触する機会がある施設では、特に「人と動物の共通感染症」に注意し、衛生管理、日頃の検査等をきめ細かく実施すること。

(9) 脱出防止

- ア 動物舎、展示場及び各飼育室への出入りの際は、その都度扉を閉めることとし、施錠の確認を行うこと。
- イ 飼育動物の点数の確認は、動物舎への入舎時と退出時には必ず実施し、その他、必要に応じて適宜実施すること。
- ウ 展示場への動物の出し入れの際にも、その都度動物の居場所及び点数を確認し、動物舎内での動物との遭遇事故や、動物舎外への脱出事故などが生じないように、細心の注意を払うこと。
- エ 「横浜市立動物園危険動物脱出防止対策要綱」に基づき、危険動物の脱出に備えた準備及び訓練を実施すること。
- オ 自然災害、老朽化あるいは、動物に起因する獣舎の破損に注意を払い、動物の脱出が生じないように注意すること。破損箇所を発見した時には、速やかに応急措置を取るとともに、早急に修繕にあたること。
- カ 万一事故が発生した場合は、入園者の安全対策を最優先するとともに、早急に参集し捕獲体制を確立し、「横浜市立動物園危険動物脱出防止対策要綱」に従い速やかに事態の収拾に努めること。

(10) 動物の展示の工夫及び展示施設の修繕

- ア 動物の展示の工夫
- (ア) 動物園の最も基本的な機能である展示に際しては、入園者の満足度の向上を目指すとともに、動物福祉に配慮した展示とすること。
- (イ) 動物の展示に際しては、その動物種の本来の行動が発現できるように、遊具や給餌方法を改良するなど展示の工夫を行い、合わせてそのことを来園者が理解できるよう掲示板の設置や担当者による解説などを行うこと。
- イ 展示施設の修繕
- (ア) その目的が現況の修復だけでなく、動物に対する（生活する）環境を改善するものであり、来園者にとっては、より動物を興味深く観察し、理解できるものとなるよう努めるこ

と。

- (イ) 展示施設の日常管理、修繕にあたっては、園ごとのこれまでの整備趣旨や展示手法をよく理解し、実施すること。
- (ウ) 展示施設の改修を行う際には、横浜市に事前に協議すること。

(11) 飼育日誌、飼育録、診療・検査日誌、動物台帳等の記録と動物数等の報告

- ア 各動物の日常の観察記録や繁殖の記録、動物舎の管理記録、診療や検査記録など、飼育管理に関わる記録簿と日誌を作成すること。記録簿は、それぞれの分野に分類して保管すること。また、長期的な飼育管理の観点から、飼育担当者間で十分に共有すること。
- イ 飼育動物台帳を完備し、入出園、繁殖・死亡など個体ごとの情報を記録し、「横浜市動物管理要綱」に基づき動物種数及び動物点数を報告すること。
- ウ 海外への情報提供及び情報交換のため、ISIS（国際種情報システム機構）が提供するZIMS（動物学情報管理システム）を活用すること。

(12) 野生動物の保護及び繁殖（種の保存）

- ア 「世界動物園水族館保全戦略」に従うとともに、（公社）日本動物園水族館協会と連携し、動物の保全活動や繁殖に取り組むこと。
- イ 希少保全種（別添 希少保全種参照）については、毎年、繁殖計画を定め、繁殖センターと連携して繁殖に取り組むこと。
- ウ 日本動物園水族館協会生物多様性委員会の繁殖計画、国際血統登録、SSP（北米種保存計画）やEEP（欧州絶滅危惧種計画）、GSMP（国際種管理計画）等により繁殖計画が定められている種は、それらに基づいた計画を定め、繁殖に取り組むこと。また、横浜市に対してこれらの繁殖計画の動向について最新の情報を提供すること。
- エ 上記イ・ウに該当しない希少動物について、国内外の動物園や関係機関と調整をとりながら、繁殖計画を定め、繁殖に取り組むこと。
- オ （公社）日本動物園水族館協会生物多様性委員会において任命される各種委員（類別事業調整者・類別事業副調整者・種別計画管理者・個体群管理者・専門技術員等）は、各委員が担当する業務を行うこと。
- カ 人工繁殖技術の応用及び遺伝資源の保存を目的に繁殖センターと協力しながら配偶子の保存や体細胞の保存に努めること。
- キ ワシントン条約違反や種の保存法違反により、緊急保護された野生動物の収容依頼があった場合には、収容施設が可能な限り協力をすること。

(13) 拾得動物の預かり

- ア 警察署から拾得動物（ペット動物と家畜。ただし特定外来生物は除く）の預かり依頼があった場合には、収容施設が可能な限り、「遺失物（動物）の保管等についての覚書」に基づき、一定期間の預かりを実施すること。
- イ 警察署の依頼により拾得動物について調整の必要が生じた場合は、別途協議を行うこと。

(14) 動物の収集

- ア 動物収集・評価委員会で承認された、横浜市の動物収集計画に則り、動物の収集活動を行うこと。国内外の動物園との情報交換、調整、国内外の関係会議等へ出席し、動物収集及び繁殖計画策定のための情報収集を行うこと。
- イ 海外の動物園や関係機関からの動物収集においては、繁殖センターに入園する予定の動物についても、横浜市の指示に応じて、収集のための対外的な調整を行うこと。

5 教育普及業務

動物を取り巻く環境や野生動物の現状について、利用者の年齢や理解度に応じ、興味・理解が

深まるよう効果的な教育普及事業を行い、「世界動物園水族館戦略」が提唱する生物の多様性及び持続的な利用への意識が高まるよう努めること。また、各園の特色を生かし、楽しく学べるプログラムを実施すること。

特に市立小中学校とは、園の内外を問わず積極的に教育プログラムを実施すること。

教育普及活動は動物園として欠かすことができない重要な事業であり、横浜市からの指定管理事業として行うだけでなく、指定管理者の自主事業として、独自のプログラムにより実施すること。(別添 教育普及事業参照)

(1) 動物や環境に関する教育プログラムの企画、実施

個々の動物の解説(動物ガイド)や派生物を用いた動物解説、掲示板やワークシートを使用している環境学習、園内案内(ウォーキングツアー)、講義(ゾーラシア教室)などのほか、その他動物園の立地を活かした環境教育のプログラムを企画し開催すること。

さらに、野生傷病鳥獣保護等の取組についても積極的な普及啓発を行うこと。

(2) 動物とのふれあい体験の実施

ア 来園者が楽しく、安全かつ安心して、動物とふれあえるよう注意を払うこと。

イ 動物及び動物舎の衛生管理には細心の注意を払い、感染症を発生させないこと。

ウ 入園者に対しては、動物への接し方の解説とともに、利用後の手洗いを徹底させること。

エ ふれあいに供する動物は、来園者に危害を及ぼすことのない安全な動物とすること。

オ 「動物の愛護及び管理に関する法律」に準拠し、ふれあいに供される動物に対し、動物の福祉に配慮の上、取り扱うこと。

カ 野生動物を使つてのふれあい体験は、その内容をよく吟味し、みだりに行わないこと。なお、そのことを目的として、人工育雛や人工哺育を行ってはならない。

キ 特定動物をふれあい等(給餌体験等)に供する場合は、実施方法を横浜市に事前に協議すること。

(3) 市民・利用者の学習支援、情報発信

ア 市民・利用者の学習意欲に応えられるよう、動物相談の実施や動物資料・動物情報の収集に努め、それらを提供及び情報発信すること。

イ 学校等、教育機関からの団体特別メニューや職場見学・職業体験、出張講演などの要望に際しては、可能な限り対応すること。

ウ 飼育実習、獣医実習、博物館(学芸員)実習などについては、それぞれ規定を設け、実習を受け入れること。

6 調査研究業務

生息域外保全(ex situ Conservation)施設としての重要性を認識し、園単独だけでなく、大学などの研究機関と共同した調査研究と啓発に努めること。(別添 調査研究実績参照)。

(1) 調査研究の実施

ア 飼育及び教育担当者は日常の観察・記録を通して常に調査研究の意識を持ち、目的を明確にした上で、自ら調査研究に取り組むとともに、研究機関に対して積極的に研究テーマを提案するよう努めること。

イ 調査研究に必要な器具機材は、常に使用できるよう、必要な台数を確保しておくこと。

ウ 研究機関との共同研究を実施する際は、動物の健康管理に支障が及ぶ場合もしくは来園者に不都合のある場合を除いてはできる限り協力すること。

エ 各園で研究内容を調整するとともに、繁殖センターと連携し、「希少動物「種の保存」共同研究事業推進委員会運営要領」に基づき、共同研究を推進すること

(2) 成果の発表と市民への還元及び動物園活動への応用

- ア 調査研究の成果は、関係学会や研究会において積極的に発表を行うこと。
- イ 調査研究により得られた成果は、記録として残すとともに動物園活動に役立てること。
- ウ 種の保存へ向けた研究機関との共同研究や資料の提供を行い、成果を求めていくこと。
- エ 野生生物調査に協力すること。
- オ 調査研究の成果はその具体的内容をホームページ等で市民にわかりやすく情報発信すること。

(3) 繁殖センターとの連携

- ア 繁殖センターと連携して、種の保存研究事業を行うこと。
- イ 繁殖センターが調整する外部との共同研究について連携を行うこと。

7 野生傷病鳥獣等の保護

「横浜市動物園条例」に基づき、傷ついた野生鳥獣等が市民等によって保護された場合は、受け入れ、その実績を横浜市に報告すること（神奈川県からの委託分を含む）。また、海外からの密輸動物の保護についても同様とする。

横浜市内及び神奈川県下で保護された傷病鳥獣の受入を行い、治療及び野生復帰への訓練を行い、当該傷病が治癒したものは放野すること。なお、これに伴い「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」における必要な捕獲許可等の事務手続きを速やかに行うこと。合わせて、市民に野生動物の生態やヒトとの関わり方について積極的な普及啓発を行うこと。

8 維持管理業務（維持管理基本水準書、施設・設備概要書参照）

動物園及び公園利用者が安心して施設を使用でき、快適かつ楽しく園地を利用できるように、常にこれらを適正な状態に維持する業務を行うこと。施設・植栽の維持管理、改修等に当たっては、各動物園のコンセプトを損なわないよう留意するとともに、変更を伴う場合は横浜市の承認を得ること。

(1) 園地及び各種施設・植栽等の維持管理

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、管理施設、便益施設、動物舎及び植栽等の維持管理は、別紙「維持管理基本水準書」等に従い管理を行うこと。

維持管理水準（特に安全点検）については、横浜市からの要請がなくとも速やかに対応すること。

建物は、常に最良の状態に維持し、施設利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供すること。建物の維持管理は、原則として「建築保全業務共通仕様書（国土交通省）」によるものとし、さらに確実性、安定性及び経済性を配慮して実施すること。

また、建築物に利用者に危険を及ぼす不具合が生じた場合は迅速に対処し、重大な故障や事故が起きた場合は、速やかに横浜市に報告すること。

ア 流れなどの水施設管理

適宜点検を行うとともに、必要に応じて堆積土砂の除去等の清掃を行い、排水機能を確保すること。梅雨や台風等雨の多い時期には特に留意すること。

イ 園地広場等管理

- (ア) 落葉時期は園路舗装や施設周辺を中心に日常的にブローア一等による清掃を行うこと。新芽が芽吹く時期を中心に、園路を妨げる下枝等の確認を推進して、適切に対応すること。
- (イ) 日常的に園地及び施設の巡視点検及び清掃（ごみ拾い等）を行うこと。

- (ウ) 花壇等地拵えや球根、種、苗の植付け、灌水、花がら摘み、施肥、病虫害防除と予防及び除草等を行う。
- (エ) 植込み地等の除草を随時行うこと。
- (オ) 低木の刈込みを適期に行うこと。特に獣舎、展示場周辺の低木の樹高を低く（高さ60cm程度）抑えて、来園者の動物への視認性を高めること。
- (カ) 植栽地における病虫害の発生状況の点検及び初期防除に留意すること。農薬の薬剤散布は原則禁止とし、止むを得ず農薬を散布する場合は、周囲への飛散により来園者への健康被害及び動植物への影響を及ぼすことのないように最大限配慮すること。
- (キ) 枯損植物、枯れ枝及び支障枝は除去すること。
- (ク) 照明灯の不点、電気機械施設の故障等については横浜市に報告すること。
- (ケ) 各種サイン及び案内板などの板面清掃を定期的に行うこと。
- (コ) 風の強い日は、周辺への砂埃の飛散抑制対策として適宜散水を行うこと。
- (サ) トイレ棟については日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃を行うこと。
- (シ) ベンチ、テーブル及び手すりの清掃を随時行うこと。
- (ス) 池、流れの周辺樹木の剪定など管理を行い、明るく開放的な水面空間を維持すること。

ウ 電気設備の管理

- (ア) 指定管理者は、設備を常に最良の状態に維持し、施設利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供すること。業務に当たっては、信頼性の向上、安全性及び経済性を配慮すること。
- (イ) 設備に故障が生じた場合、迅速に対処すること。また、重大な故障や事故がおきた場合は、速やかに横浜市に報告すること。
- (ウ) 定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守の点検項目、点検内容については、「建築保全業務共通仕様書」による。保守点検及び修繕に関する記録を作成し、四半期に公園緑地事務所に報告すること。また、自家用電気設備、園内灯、時計設備、負荷設備などの点検結果については、公園緑地整備課に報告すること。
- (エ) 高圧受変電設備の維持・管理・運用に当たり、指定管理者は、電気主任技術者を選任すること。

(2) 点検、修繕、改修

- ア 施設や附帯設備の安全の確保及び適切な保安全管理のために、法定点検及び機能保持のため、外観点検、機能点検、精密点検、機器動作特性試験及び小規模修繕業務等を行うこと。
- イ 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに、その改善が図られるよう適切に対処すること。
- ウ 来園者の安全の確保を図るため、施設や設備の補修等は1件概ね100万円未満のものは委託の範囲内において指定管理者が速やかに行うこと。
なお、1件100万円を超えるものであっても、横浜市との調整の上、指定管理者の事業として実施する場合もある。
- エ 横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」、「公園施設点検マニュアル」に基づいて、指定管理者が確認し、その結果を市に報告すること。
- オ 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」第75条第5項の規定に伴う定期報告について、適切に横浜市建築局へ報告すること。

(3) 安全確保、巡視、警備、救護

- ア 来園者の安全に配慮し、事故防止に努めること。特に開園日にあつては、観覧通路内を常時巡回警備し、案内誘導や事故等の速やかな発見及び対応に努めること。また、災害等緊急時には来園者の避難、誘導、安全確保等を的確に行うこと。

- イ 事故や災害時などに迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、営業時間外であっても一定時間以内に参集し、対応できる体制を確立し、あらかじめ横浜市に連絡網及び対応体制についての資料を提出すること。
- ウ 事故が発生した場合は被害者の救済、保護などの応急処置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処すること。怪我等の状況によっては救急車両による搬送手配を行うこと。また、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録すること。
- エ 事故の発生により入園者に被害が及ぶと判断される場合は、避難誘導等の安全確保に努めること。
- オ よこはま動物園には看護師を常駐させること。
- カ AEDを設置すること。なお、設置数はよこはま動物園は7台以上、野毛山動物園は1台以上、金沢動物園は3台以上の設置とする。
- キ 重大な事故があった場合は直ちに口頭で横浜市や関係機関に報告と初期対応を行うとともに2次被害を引き起こさないよう処置を行うこと。また、報告書を提出すること。
- ク 傷病人が発生した時は、傷病人の状態によって、応急処置、又は、救急要請を行うこと。
- ケ 災害が発生した場合は、被害の状況を把握し、横浜市や関係機関への速やかな報告及び二次災害の防止のための初期対応、市民対応、情報収集等を行い、横浜市へ報告すること。

(4) 防犯・防火・防災対策

- ア 動物園の出入口（門扉）、管理棟等の管理施設、各動物舎の施錠の点検、確認及び鍵の適正な管理を行うこと。
- イ 火気の始末に留意して常勤で甲種防火管理者を置くこと。なお、災害時等対応のための防災組織を設置するとともに、夜間も含めた常駐警備体制を実施すること。
- ウ 管理する燃料タンク（危険物）等については、危険物取扱者及び保管監督者を設け、関係法規に則り必要な届出や測定などについて適切に管理すること。また、事故発生時の対応策をあらかじめ定め、定期的に点検及び訓練を実施すること。
- エ 夜間に機械警備を導入する場合、機械導入経費は指定管理者の負担とする。
- オ 消防設備の設置状況等の把握及び点検を行うとともに消防署の査察がある場合は、立ち会いの上、必要な是正措置を講じること。
- カ 「横浜市立動物園危険動物脱出防止対策要綱」に定める動物のうち、特に危険であると推定される危険動物の逃亡時において、直ちに捕獲・射撃班を設置し、危険動物に対する適切な対応を図るとともに、来園者の誘導、横浜市、警察、消防等関係機関及び近隣住民への情報提供等を行うこと。
- キ 光化学スモッグ注意報、高温注意情報や雷注意報が発令された場合は園内アナウンス放送により、入園者に注意を喚起すること。
- ク 荒天が予想される場合は、事前に備品等の固定・収納を行うこと。
- ケ 荒天後は園内を巡視し、被害の有無に係わらず、点検結果を速やかに横浜市に報告すること。
- コ 動物園を含む公園は、広域避難場所に位置づけられており、災害時は横浜市防災計画に基づいた対応を行うこと。
 なお、金沢自然公園高速側駐車場は、火災、救急事象等の災害状況に応じて消防本部長が決定する緊急消防援助隊の受入地点となっている。
- サ 執務時間外も含め、事故及び気象災害・震災への対応マニュアル、職員参集や連絡網等について整備し、必要備品を準備すること。指定管理者の全職員の参集要件となる震度については、横浜市防災計画に準ずること。また、防災情報に応じた配備・連絡体制を整えらるとともに、災害時等対応のための防災組織を設置し夜間も含めた警備体制をとること。
 なお、防災組織の設置にあたっては、よこはま動物園においては、繁殖センターとの連携を考慮して組織編制を行うこと。
 また、事故及び災害等の緊急事態に備えた計画に基づく訓練を定期的に行い、計画の検証を行い、必要な計画の改善を行うこと。
- シ 地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生することが予想される場合は、職員の連絡

体制・参集状況等を横浜市に報告するとともに、災害に対する処置が速やかにとれるような体制を構築すること。

(5) 備品の管理

- ア 動物や、飼育関係の備品、薬品や農薬等危険物を管理する必要があるので台帳を備え、横浜市の指示に従い適法に管理すること。横浜市が所有する備品と指定管理者が購入又は調達した備品は区別して台帳管理し、横浜市の指示により管理状況を報告すること。
- イ 横浜市が所有する備品が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、横浜市と協議により、必要に応じて、自己の費用により、修繕すること。修繕が困難なときは、指定管理者の費用負担で同等の機能を有する備品を購入又は調達するものとする。この備品は原則として横浜市に所有権を移転する。横浜市に帰属する備品については、横浜市関係例規に基づき適切な管理を行い、不具合が生じた場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に処理すること。
- ウ 指定管理者は、本指定管理の実施のため、自己の費用により備品を購入又は調達することができる。この備品は、原則として指定管理者に帰属するものとする。ただし、市と指定管理者の協議により、市に所有権を移転することを妨げない。

(6) 管理報告書の作成

1日の業務内容（点検、修繕、警備、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記載した日報を作成すること。

(7) 光熱水費

動物園等の管理運営上必要となる光熱水費は応募者が提案する管理経費に含まれる。

9 便益施設等の調整業務

指定管理者が管理許可又は設置許可を受けた便益施設等についての関係事業者との調整のほか、次の各号の業務を行うこと。

(1) 設置者等との調整

指定管理者以外の者が管理許可又は設置許可を受けた便益施設及び占用許可を受けた物件等については、指定管理の範囲から除外されるが、これらの物件等の管理方法等について、設置者等関係者との調整を行うこと。

(2) 調整業務の内容

前号に定める調整業務には、契約調整、営業品目・価格等の調整、業者間調整を含む。

(3) 公園緑地事務所との事前協議

公園に関わる許可等に関する調整については、あらかじめ所管の公園緑地事務所と事前に協議を行うこと。

(4) 公園以外の許可等の手続き

公園以外の許可等に関する調整については、あらかじめその内容に応じた管轄官庁・機関等と事前調整を行うと共に、必要な手続きを的確におこなうこと。

10 3園連携・調整業務

(1) 利用者サービスの向上

3動物園間の事業の方向性の調和が図られ、競合するのではなく、相乗的に高めあい、レクリエーションや環境学習、動物とのふれあいなど、市民・利用者の求めに応じて3園を選択し楽しんでいただけるサービスを3園の機能・役割、立地を活かして展開すること。

(2) 経営の効率化

3園の一体経営により、収益確保などの経営意識や、機動性、柔軟性を持った運営体制や物品調達・委託コストの削減及び業務手続の標準化など経営の効率化を図ること。

＊ 物品調達については、スケールメリットが期待できる場合は繁殖センター分も合わせて行い、経費節減に努めること。(繁殖センター分経費は後で精算払いとする。)

(3) 動物の飼育管理

3園一体管理の利点を活かし、各園の空き獣舎や収容スペースを有効に活用しながら、各園間の動物の移動を柔軟に行うことで、より横断的な希少保全種の繁殖計画や魅力的な展示計画を進めること。

(4) 会議等の開催

ア 動物園経営会議の開催 (2回程度/年)

横浜市と指定管理者の経営状況の確認や、不断の改革に取り組むため、年度計画やモニタリング結果等を踏まえ、指定管理者の招集により幹部職員による経営会議を開催する。

イ 動物園運営会議の開催 (1回程度/月~2か月)

動物園運営の進行管理と市の動物園行政との調整等を目的に、統括責任者の招集により、3動物園長・副園長、専門分野ごとの責任者、並びに市動物園課及び繁殖センター等をメンバーとする動物園運営会議を開催します。開催回数等については別途協議して決定する。

ウ 実務者部会

動物園運営会議の下部組織として、運営(事務)・飼育・施設の各分野における、横浜市と指定管理者の実務者の部会を必要に応じ、適宜開催する。

(5) 年報作成

3動物園及び横浜市繁殖センター業務実績等を取りまとめ、「横浜市動物園年報」作成のための資料を5月末までに提出し、横浜市の監修を受けた後、8月末までに作成すること。

また併せて、「横浜市動物園年報」の概要版である「横浜市動物園レポート」を9月末までに作成すること。

11 管理運営業務

(1) 管理運営体制

ア 労働基準法等関係法令を順守し、管理運営を効率的に行うため、業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

イ 各園に園長を1名配置するとともに、3園の運営を統括する責任者を置くこととする。統括責任者は横浜市と指定管理者が協議のうえ、選任するものとする。なお、統括責任者については、よこはま動物園長が兼任できるものとする。

また、よこはま動物園の園長は、繁殖センター担当部長を兼任することを基本とするとともに、園長を補佐する副園長を配置すること。

ウ 統括責任者の指揮下に動物園の管理運営の専門分野ごとに責任者を置くこと。

【想定される専門分野】

①	環境教育	動物園が実施する社会教育、保全教育、国際交流事業等
②	繁殖・種の保全	動物園動物の長期飼育下繁殖計画、動物収集及び野生復帰事業
③	施設管理・安全	動物園施設の維持・管理、安全確保
④	デザイン・ブランディング	展示デザイン、サイン計画、動物園ブランド構築及び維持
⑤	営業	接客サービス、商品の企画・販売、市民・企業協賛
⑥	企画・広報	イベント・広報

エ 獣医師、学芸員、公園管理運営士もしくは1級造園施工管理技士など、動物園の管理運営に必要な技術を持つ職員を適正に配置するとともに、法令上必要な技術者を配置すること。
(別添 各動物園の管理業務に必要な資格等一覧参照)

オ 指定管理業務を実施するために必要な免許・許可・認定等を受けていること。

カ 業務に応じた機能性、品位、清潔感及び統一性を考慮した被服、名札を着用すること(常駐する委託業者を含む)。

(2) 人材育成

ア 動物園の管理運営に必要な専門技術者の育成のため、飼育業務及び環境教育業務に従事する職員について、年齢、能力、経験などのバランスの良い配置に努めること。

イ 3動物園間の定期人事異動等により飼育等専門職の技術向上に努めること。

ウ 嘱託から正規職員に転職できる試験制度など、安定的な雇用に努めること。

エ 動物園の運営を担う動物園人の育成を目指して、人材育成ビジョン等の作成に努めること。

オ 専門性の高い飼育業務や環境教育業務については、技術の維持向上を図りながら、技術継承を積極的に進めるとともに、新たな飼育技術の導入に際しては技術習得を目的に実地研修等を行うこと。

カ 飼育業務及び環境教育業務の担当職員を対象とした他の動物園や大学等と連携した技術研修等を実施し、計画的な人材育成を行うこと。

キ 業務に従事する全職員を対象とした法制研修及びホスピタリティ(接客)研修を行うこと。

ク 動物園の主業務を担う職員の育成と技術継承を図るため、家畜飼育を除く飼育業務や環境教育業務を再委託する場合は、横浜市と協議すること。

ケ 横浜市環境創造局の運営方針をはじめ、関連する横浜市の施策事業について職員に周知させ理解を深めるための研修会を毎年適宜開催すること。

(3) 安全衛生管理

ア 法令に基づき適切な労働者の安全衛生管理を行うこと。

イ その他、動物園の特殊性に基づいた衛生管理に必要な健康診断、予防接種等の対応をすること。

(4) 収支計画の策定

指定管理者は、指定期間にわたる年度ごとの収支計画を作成し、横浜市が指定する日までに提出すること。

(5) 年度管理運営実施計画書及び収支予算書の提出

指定管理者は、次のとおり各園の収支がわかる管理運営実施計画書及び収支予算書等を横浜市が指定する日までに提出すること。

ア 次年度予算に関わる資料

次年度の横浜市予算計上の積算の参考とする。

イ 次年度の管理運営実施計画書案及び収支予算書案

管理運営実施計画書案及び収支予算案を基に、横浜市と指定管理者が協議して次年度の管理運営実施計画及び収支予算を確定する。

ウ 次年度の管理運営実施計画書及び収支予算書

前イの協議に基づき確定した次年度の管理運営実施計画書及び収支予算書を作成し提出すること。

なお、確定した次年度の管理運営実施計画書については、公開することとする。

(6) 各種報告書等の作成・提出

ア 年度事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度開始前に、横浜市と協議の上、その年度の管理方針・管理運営業務や自主事業内容、各園の収支がわかる予算等を記載した年度事業計画書を作成し、横浜市が指定する日までに提出するものとする。

イ 年度事業報告書、四半期報告書及び月報の提出

指定管理者は指定管理施設（各園ごと）の運営業務及び維持管理業務等の状況について報告書を作成し、横浜市が指定する日までに提出するものとする。

・指定管理者が提出する報告書は次のとおりとする。

(ア) 月次業務実績報告書（第1号様式）

資料として飼育日誌等の写しを添付すること。また、事故等があった場合は、その内容が分かる報告書も添付すること。

(イ) 月次集客取組状況（第2号様式）

(ウ) 作業月報

次の各種業務別に作成すること。

a 作業別月間計画/報告書（第3-1号様式）

施設・設備管理、植栽・遊具管理及び清掃作業別に作成すること。

b 故障・修繕月間報告書（第3-2号様式）

c 業務別報告書（第3-3号様式）

案内・救護及び警備業務別に作成すること。

(エ) 四半期総括書（第4号様式）

(オ) 年度事業報告書（第5号様式）

(カ) 収支報告書

※収支報告書（管理許可施設は含めない）

・収入項目：①指定管理料、②利用料金収入、③自主事業収入、④便益施設収入

・支出項目：①人件費、②物件費、③委託費、④修繕費、⑤その他事務費、⑥自主事業支出、⑦便益施設支出、⑧光熱水費、⑨「①～⑧の支出」のうち有料施設にかかる経費

ウ 報告書類の情報開示

事業計画書（提案書）、年度事業計画書及び年度事業報告書は、原則、全面開示とする。

ただし、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第2号又は第4号に該当す

る情報については、非開示とする。
その他の報告書類については、別途協議する。

12 その他

(1) 関係機関との協議、連絡調整

事業実施にあたっては、横浜市をはじめ関係機関と協議、連絡調整を十分に行うこと。

(2) 指定管理業務状況の調査等

横浜市は指定管理者の業務処理状況について、随時に調査し又は必要な報告を求め、監督することができるとともに、業務の処理に関し必要な指示を与えることができるものとする。

(3) 意見・要望の運営への反映及び是正勧告等

来園者からの意見や要望及び横浜市からの運営等に関する意見を管理運営に反映させるとともに、管理運営に反映させた結果を横浜市に報告すること。

事業報告書や事業評価の結果等を考慮したうえで、指定管理者が基準を満たしていないと横浜市が判断した場合、是正勧告を行い、是正勧告を行った後も業務状況に改善が見られない場合には、指定を取り消すことができる。

(4) 業務の引継ぎ

ア 前指定管理者から円滑に業務の引継ぎを受けること。

イ 次期指定管理者に対しては、指定期間の最終年度において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、十分な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞無く提供すること。

(5) 事故対応

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合、指定管理者がその損害を賠償すること。

イ 事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には、直ちにその旨を横浜市に口頭及び文書にて報告すること。

ウ 指定管理者は、その損害を賠償するため、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険（対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とする）に加入すること。

(6) 喫煙対策

指定の場所以外は禁煙とし、煙草の販売も行わないこと。

(7) 園内車両通行

開園時は、園内車両通行は原則禁止とし、やむをえず走行する場合は、来園者の安全を十分に確保するとともに、ハザードランプを点けて、時速8km以下の走行とすること。

(8) 繁忙期対策

来園者の集中する繁忙期対策として、公共交通機関利用促進策、臨時駐車場確保等を検討し、必要に応じて近隣の区役所、警察、町内会・自治会及び公共交通機関等関係機関と協議すること。

特にGW期等は周辺の交通渋滞が発生しないよう、市民への情報発信、誘導員の配置や園内

通路の活用等を積極的に行うこと。

(9) 公益社団法人日本動物園水族館協会及び神奈川県博物館協会、世界動物園水族館協会への加盟等

- ア よこはま動物園、野毛山動物園、金沢動物園の3動物園は(公社)日本動物園水族館協会及び神奈川県博物館協会にそれぞれ加盟し、連携して自然や動物の保護活動を行うこと。また、(公社)日本動物園水族館協会の事業の参加にあたっては、よこはま動物園及び繁殖センターを一体として活動を行うこと。なお、よこはま動物園においては、世界動物園水族館協会へも加盟すること。
- イ (公社)日本動物園水族館協会や世界動物園水族館協会については、動物園の管理運営に資するため、総会への園長等の出席や各種委員会の活動への職員の参加など、それぞれの協会の活動に積極的に参画すること。

(10) シンボルマークと愛称

各動物園のシンボルマーク及びよこはま動物園については愛称「ズーラシア」を使用すること。

(11) 諸費用の精算

よこはま動物園には「横浜市繁殖センター」が併設していることから、光熱水費、清掃費、ゴミ処理費等は横浜市と指定管理者間で精算を行うこととする。(別添 繁殖センターと指定管理者(動物病院部分)の経費負担割合参照)

また、各動物園のレストラン、売店について、テナントにより運営を行う場合には、指定管理者とテナント間で同様の精算を行うこと。

(12) 横浜市の施策への協力

- ア 横浜市環境創造局の実施事業への協力
環境創造局の横浜みどりアップ計画ヨコハマbプラン等の取組に協力すること。
- イ 温室効果ガスの削減への協力
「横浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」や「横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ3R夢プラン)」の趣旨を理解し、廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)の3つのRの実施及びゴミ処理以外の方法による温室効果ガスの削減に協力すること。
- ウ 横浜市内経済活性化への協力
横浜市中企業振興基本条例に基づき、指定管理区域内で発生する業務の内、外部委託をする場合は、市内中小企業へ発注するように努めること。
- エ 第33回全国都市緑化よこはまフェアへの協力
平成29年春に開催が予定されている第33回全国都市緑化よこはまフェアの取組に協力すること。
また、よこはま動物園に隣接する横浜動物の森公園植物公園予定地が、会場の1つに予定されているため、同フェアの開催に伴ってよこはま動物園の管理運営との調整等が必要となることが予測されるので、個別に協議を行うこととする。

(13) その他横浜市への協力

(12)のほか、動物園等の管理運営に係る横浜市の施策等について積極的に協力すること。
また、動物園等の現状や管理運営に関する調査、視察への対応依頼等があった場合には、迅速かつ積極的に協力すること。

その他、動物園等を使用し、横浜市が実施又は要請する事業（公園を使用した防災訓練、イベント等の実施）があった場合には、管理運営に支障が生ずる場合を除き、積極的に参加・協力すること。

(14) 法令等の順守

法令等を順守すること。主な法令等は次のとおりとする。

<p>○順守すべき条約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約） <p>○順守すべき法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法 ・ 環境基本法 ・ 動物の愛護及び管理に関する法律（展示動物の飼養及び保管に関する基準）（特定動物の飼養又は保管の方法の細目） ・ 家畜伝染病予防法 ・ 狂犬病予防法 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・ 生物多様性基本法 ・ 都市公園法 ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・ 獣医師法 ・ 獣医療法 ・ 化製場等に関する法律 ・ 薬事法 ・ 麻薬及び向精神薬取締法 ・ 農薬取締法 ・ 毒物及び劇物取締法 ・ 消防法 ・ 建築基準法 ・ 行政手続法 ・ 労働基準法 ・ 労働安全衛生法 ・ 健康増進法 ・ 個人情報保護に関する法律 ・ 身体障害者補助犬法 ・ 水質汚濁防止法 ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 博物館法 ・ 文化財保護法 ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 <p>○順守すべき条例・規則・政令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市動物園条例 ・ 横浜市動物園条例施行規則 ・ 横浜市公園条例 ・ 横浜市公園条例施行規則 ・ 都市公園法施行令 ・ 都市公園法施行規則 ・ 危険物の規制に関する政令 ・ 横浜市行政手続条例 ・ 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 ・ 横浜市火災防止条例 ・ 横浜市個人情報の保護に関する条例 ・ 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例 ・ 横浜市生活環境の保全等に関する条例 <p>○順守すべき要綱・要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市動物管理要綱 ・ 動物収集・評価委員会運営要綱 ・ 横浜市立動物園危険動物脱出防止対策要綱 ・ 横浜市立動物園・繁殖センターの診療施設における薬品管理要領 <p>○その他順守すべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示動物の飼養及び保管に関する基準（環境省） ・ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則 ・ 横浜市公園施設点検マニュアル ・ 横浜市施設管理者点検マニュアル ・ 横浜市維持保全に関する手引 ・ 横浜市電気工作物保安規程 ・ 横浜市指定管理者災害対応の手引き ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省）
--	---

関係する法令等を順守するため、この表の主な法令等を含め関連法令を特定するため、毎年2月までに順守する法令等を特定する調査を行い、その調査のプロセスを記録するとともに、順守すべき法令等を一覧にとりまとめること。調査プロセスの記録・一覧表について、2月末

日までに横浜市に提出すること。

なお、関係法令等の新たな施行及び改廃が生じた場合は、その都度順守する法令等の特定調査、調査プロセスの記録及び順守する法令等の一覧表の加除訂正を実施すること。

(15) 金沢動物園再整備事業

金沢動物園再整備事業の実施については横浜市の方針のもと、各種の計画作りのために積極的に協力し、その計画に則った人員配置計画、広報計画、教育普及計画、動物展示計画を検討、実施すること。

13 野毛山動物園固有事項

(1) 万騎が原ちびっこ動物園管理運営業務

万騎が原ちびっこ動物園は野毛山動物園の分園として位置づけられ、教育普及活動を実施する動物園であり、小動物とのふれあいを通して、動物及び生命を理解し、環境教育・情操教育について楽しみながら学ぶことができるよう努めること。

ア 開館時間・休館日

本園に同じ

イ 団体・バス駐車場予約

分園にて対応する。

ウ 獣舎

飼育管理する動物種の獣舎とする。

エ 飼育動物

飼育管理する動物は、コンタクト用小動物（モルモット等）、日本鶏を中心とした家禽とする。

オ 動物の飼育管理については、野毛山の飼育管理業務基準に準ずる。

カ コンタクトコーナーには常時ふれあいが可能な小動物を展示する。

キ 小動物の展示にあたっては、動物福祉に十分配慮する。

ク 普及活動・企画について、野毛山動物園と協議・調整を行う。

ケ 問い合わせ等

迷子・遺失物・問い合わせについては、公園緑地事務所への引き継ぎ、または連携して対処する。

14 金沢動物園固有事項

(1) ののはな館管理運営業務

ののはな館は、金沢自然公園のビジターセンターとして、動物園のイベントや自然観察の情報を提供するほか、普及啓発・環境教育プログラムを実施する。

ア 開館時間・休館日

動物園に同じ

イ 館内の管理業務

開館前に、館内の施設の点検及び清掃等を行うこと。ベビーカー及び車椅子の貸し出しを行うこと。

ウ 普及啓発業務

(ア) 常設展示コーナー

金沢自然公園のある円海山周辺に生息する鳥類・植物・昆虫などを紹介すること。

(イ) 企画展示コーナー

年間を通して動植物や自然を題材にした企画展を開催すること。

(ウ) 図書コーナー

動植物に関する資料を閲覧に供すること。(貸し出し不可)

(エ) みどりのコーナー

各種パンフレットの配布や館内小動物及び植物の生育管理を行うとともに動植物の相談に対応すること。

(オ) レクチャールーム・工作室・ボランティアルームの利用について

動植物・自然に関する活動をおこなっている団体に対して、部屋の貸出しを行うこと。

(2) 来園者輸送業務

動物園の来園者の利便性向上のために、正面口駐車場から動物園入口まで相当な高低差があるため、バス（以下「コアラバス」という。）で来園者輸送を行う。

ア 正面口駐車場側コアラバス発着所から、ここにこプラザ側コアラバス発着所までの園路間を運行すること。

イ コアラバスの運行期間及び回数については、来園者数やイベント等に合わせてダイヤを調整し、来園者の利便を図ること。

ウ コアラバスの走行にあたっては制限速度時速8キロメートルを順守し、コアラバス利用者及び園路歩行者等の来園者の安全確保を優先すること。

エ コアラバス運行にあたっては、来園者に不快感を与えないように接遇等にも十分配慮するとともに、高齢者、幼児及び身体障害者がコアラバスを乗降する際には、必要に応じて介助等を行うこと。

オ コアラバスのラッピングデザインは、変更してはならない。やむを得ず変更する場合は横浜市と協議をすること。

カ コアラバスの運行及び来園者の通行の妨げとならないよう、指定管理に伴う園内通行車両の出入管理を行うとともに、誘導等の安全対策を行うこと。

キ コアラバスの運行実績については、毎月、公園緑地事務所へ報告すること。

(3) 動物ふん有効活用事業

横浜市の指導に基づき、資源の有効活用を進めるため動物ふんを堆肥化すること。また、堆肥化を通じて自然循環の仕組みを提示し、環境学習を推進するとともに、その大切さを啓発すること。（別添 金沢動物園 動物ふん有効活用事業概要参照）

(4) ユーカリの栽培管理・調達

横浜市内外の栽培委託業者の指導監督を行い、質の良いユーカリの育成と恒常的な良品の調達に努めること。また、長期的に安定したユーカリ供給を実現するために、コアラの飼育状況とユーカリの栽培状況について市と情報共有し、調整すること。（別添 金沢動物園ユーカリ栽培概要参照）

(5) 森づくりボランティア団体等との連絡・調整と活動協力

園内で活動する森づくりボランティア団体等との緊急時等の連絡体制を整えるとともに、定期的に相互の活動計画を調整し、効率的に樹林地管理を行うこと。また、必要により道具等の運搬車両の通行の受け入れ等、活動の協力を行うこと。

15 野毛山公園・金沢自然公園管理業務

野毛山公園（動物園を除く）及び金沢自然公園（動物園を除く）の指定管理業務は次のとおりとする。また、特に記述のない項目については、動物園管理に準ずるものとする。

(1) 業務内容

指定管理者の行う業務は、公園の運営業務及び公園施設・園地の点検、小規模修繕、清掃ほかの維持業務等とする。（別紙「維持管理基本水準書」によること。）

(2) 管理施設の名称及び範囲（動物園区域を除く）

野毛山公園 6.4h a

(3) 運営業務

レクリエーションなど公園がもつ様々な機能を十分に発揮させ、利用者が公園を利用しやすいようにサービスを向上させる業務を行う。

なお、金沢自然公園については、開園時間を午前9時から午後5時までとし、それ以外の時間帯は、入口ゲートを施錠すること。

ア 利用者指導・事故の防止等

危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のため、使用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導等を行うこと。

イ 光熱水費

公園内の管理運営上必要となる光熱水費は、応募者が提案する管理経費に含まれます。-

ウ 拾得物・残置物の処理

拾得物は台帳で管理し、所轄の警察署に届けること。

エ 緊急対応体制の確立

(ア) 事故や災害が発生した場合は、被害者の救済・保護等の応急措置を講じる他、迅速かつ的確に情報を伝達するとともに、対応できる体制を確立し、あらかじめ横浜市に連絡網及び対応体制についての資料を提出すること。

(イ) 重大な事故については、直ちに書面で横浜市に報告し、その指示に従うこと。

オ 管理報告書

1日の業務内容(点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、市民対応など特記事項を記した日報等)を作成し、横浜市の求めに応じて、随時閲覧、提供できるものとする。

カ ホームレスの対応

ホームレスが起居の場所として使用し、一般の公園利用者の適正な利用が妨げられている場合は健康福祉局、区福祉保健センターと協力して必要な措置をとること。

(4) その他

ア 用地の保全

公園外周の境界杭や不法占用の有無などの状況を把握し、異常があった場合は随時、横浜市に報告すること。

イ 管理に関する留意事項

原則としてごみ箱・灰皿は設けないこと。

自主事業等の実施について

1 自主事業

当施設の事業目的達成、活性化のため、指定管理者は管理業務仕様書に加え、次に掲げる自主事業を行うものとする。自主事業の実施にあたっては、収益事業等により生じた自主財源をもって、集客に繋がるイベント・広告宣伝等の自主的な事業に活用し、当施設のコンセプトの普及及び理解を深める活動を行うこと。なお、自主事業において、事業実施に必要な経費の範囲内で、参加者から参加料を徴収することができる。

なお、市民一人ひとりの生活文化や心の中に「好感」のイメージとして蓄積し支持を得ることを目的に、3動物園の広報のみならず、商品や接客、イベント、展示等のブランディングを行うこと。

(1) 普及啓発事業

ア 教育普及プログラム

横浜市からの指定管理事業以外に独自のプログラムにより教育普及事業を行うこと。

イ ふれあい体験の実施（よこはま動物園）

(ア) ぱかぱか広場等を活用し、馬とラクダのふれあい体験を実施すること。

(イ) 各種ふれあい体験の実施については参加費を徴収することができるものとするが、適切な価格を考慮すること。

(2) 市民協働、ボランティア活動支援

ア 「動物園友の会」及びボランティア組織の運営

よこはま動物園及び野毛山動物園、金沢動物園の支援団体である「動物園友の会」の事務局を運営（「ZOOよこはま」の発行、総会及び親睦会の開催等。運営経費は会費等により賄う特別会計で処理）するとともに、各動物園のボランティア組織の運営サポートを行うこと。

イ 植物管理のボランティア団体の育成及び支援

植物の管理にあたっては、ボランティア団体と連絡調整を行い、活動支援を行うこと。

ウ 地域連携

区及び周辺地域が主催するイベントへの協力、協働事業を行うこと。

エ アニマルペアレント制度の運用

動物たちへの愛着と動物園への理解と協力を深めていただくために支援を募るアニマルペアレント制度を運用すること。

(3) 広報、イベントの実施及びマーケティング業務

利用者の意見・ニーズを運營業務に反映するとともに、当施設のコンセプトに沿ったイベントを実施することで利用者の満足度を高め、当施設が最大限利用されるよう広報・マーケティングを行うこと。

ア 広報、来園者誘致

情報誌等への広告掲載及びホームページやパブリシティを通じた情報提供を行うこと。また、各種団体等への誘致活動の実施や旅行会社との連携等による来園者誘致策を講じ集客力向上に努めること。なお、資料の作成においてはユニバーサルデザインの視点に配慮すること。

イ 各種イベントの企画・実施

公の施設にふさわしく、かつ当施設のコンセプトに沿った催しとすること。また、実施にあたっては、音響・騒音等について、周辺住民に迷惑とならないよう配慮すること。

ウ 利用者ニーズの把握

年一回全園を通して利用者調査を行い、ニーズを把握し、集客力向上に努めること。なお、調査項目については横浜市と十分協議を行うこと。また、調査結果及び集客力向上の改善内容を横浜市に報告すること。

2 管理許可施設等

指定管理者が管理許可又は設置許可等を得る便益施設等については、公園緑地事務所へ必要な手続きを行うとともに、横浜市公園条例等の規定による公園使用料を横浜市に納入すること。なお、各施設の管理運営等の詳細については、横浜市と協議して決定する。

(1) 自動販売機

(2) 車椅子、ベビーカー等

(3) 売店、レストラン

ア よこはま動物園

- ①オージーヒルレストラン・サバンナテラス
- ②アクアテラス・北門
- ③ジャングルカフェ

イ 野毛山動物園

- ①なかよしショップ・休憩棟

ウ 金沢自然公園

- ①ののほな館レストラン
- ②売店

(4) 駐車場（よこはま動物園、金沢自然公園）

(5) 園内移動バス（よこはま動物園）

(6) バーベキュー広場（金沢自然公園）